

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
白金高輪駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「白金高輪駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、白金高輪駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般国道1号	桜田通り	港区三田5丁目7番先から 港区高輪1丁目18番先まで	東京メトロ、都営地下鉄 白金高輪駅	豊岡いきいきプラザ、豊岡児童館、精神障害者地域活動支援センター（あいはと・みなど）
2	一般国道15号	第一京浜	港区三田3丁目14番先から 港区高輪2丁目20番先まで		高輪郵便局、デイサービスセンター友の里三田
3	主要地方道 芝新宿王子線 （第305号）		港区白金2丁目3番先から 港区白金5丁目9番先まで		白金の丘学園
4	特例都道 高輪麻布線 （第415号）		港区高輪2丁目15番先から 港区三田5丁目16番先まで		伊皿子坂保育園、三田松坂児童遊園
5	特例都道 高輪麻布線 （第415号）		港区白金1丁目27番先から 港区三田5丁目1番先まで		白金志田町児童遊園、高松中学校、高松中学校屋内プール
6	特例都道 古川橋二子玉川線 （第416号）	明治通り	港区南麻布4丁目13番先から 渋谷区広尾5丁目8番先まで		都営地下鉄 泉岳寺駅
7	特別区道 第1024号線	二本榎通り	港区三田3丁目1番先から 港区高輪1丁目15番先まで		三田中学校、亀塚公園、三田台公園、都営高輪一丁目アパート、御田小学校
8	特別区道 第770号線、 第800号線		港区高輪1丁目7番先から 港区高輪1丁目15番先まで		高輪コミュニティプラザ（高輪地区総合支所、高輪図書館、高輪区民センター）、シティハイツ高輪
9	特別区道 第306号線		港区高輪1丁目19番先から 港区高輪1丁目15番先まで		高松児童遊園
10	特別区道 第293号線		港区白金1丁目17番先から 港区白金1丁目13番先まで		白高児童遊園

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
11	特別区道 第 298 号線		港区白金 1 丁目 24 番先 から 港区白金 1 丁目 27 番先 まで	東京メトロ、都 営地下鉄 白金高輪駅 都営地下鉄 泉岳寺駅	
12	特別区道 第 300 号線		港区白金 1 丁目 26 番先 から 港区白金 1 丁目 28 番先 まで		高齢者集合住宅（ピア白金）
13	特別区道 第 840 号線	大久保通り	港区白金 1 丁目 16 番先 から 港区白金 1 丁目 26 番先 まで		
14	特別区道 第 330 号線	四の橋通り	港区白金 3 丁目 2 番先 から 港区白金 1 丁目 25 番先 まで		白金一丁目児童遊園、高 齢者集合住宅（フィオー レ白金）
15	特別区道 第 783 号線	四の橋通り	港区白金 1 丁目 25 番先 から 港区白金 1 丁目 23 番先 まで		白金いきいきプラザ、白 金保育園
16	特別区道 第 471 号線		港区白金 3 丁目 1 番先 から 港区南麻布 4 丁目 13 番先 まで		白金公園、高齢者集合住 宅（はなみずき白金）、高 齢者複合施設（ニチケ アセンターしろがね）、北 里研究所病院
17	特別区道 第 770 号線		港区高輪 1 丁目 4 番先 から 港区高輪 1 丁目 7 番先 まで		高輪子ども中高生プラザ (TAP)、高輪図書館分室、 高松くすのき公園
18	特別区道 第 472 号線		港区白金 3 丁目 3 番先 から 港区白金 3 丁目 4 番先 まで		シティハイツ白金
19	特例都道 北品川四谷線 (第 418 号)	外苑西通り	渋谷区恵比寿 2 丁目 34 番先 から 渋谷区広尾 5 丁目 7 番先 まで		東京都立広尾病院、都営 広尾五丁目アパート

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
2	一般国道 15 号	横断歩道の整備	令和 4～7 年度
4	特例都道高輪麻布線 (第 415 号)	横断歩道の整備	同上
5	特例都道高輪麻布線 (第 415 号)	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
7	特別区道第 1024 号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和4～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。特に、天現寺橋交差点のバリアフリー化に向けた事業について道路管理者と検討を進める。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

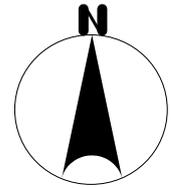
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

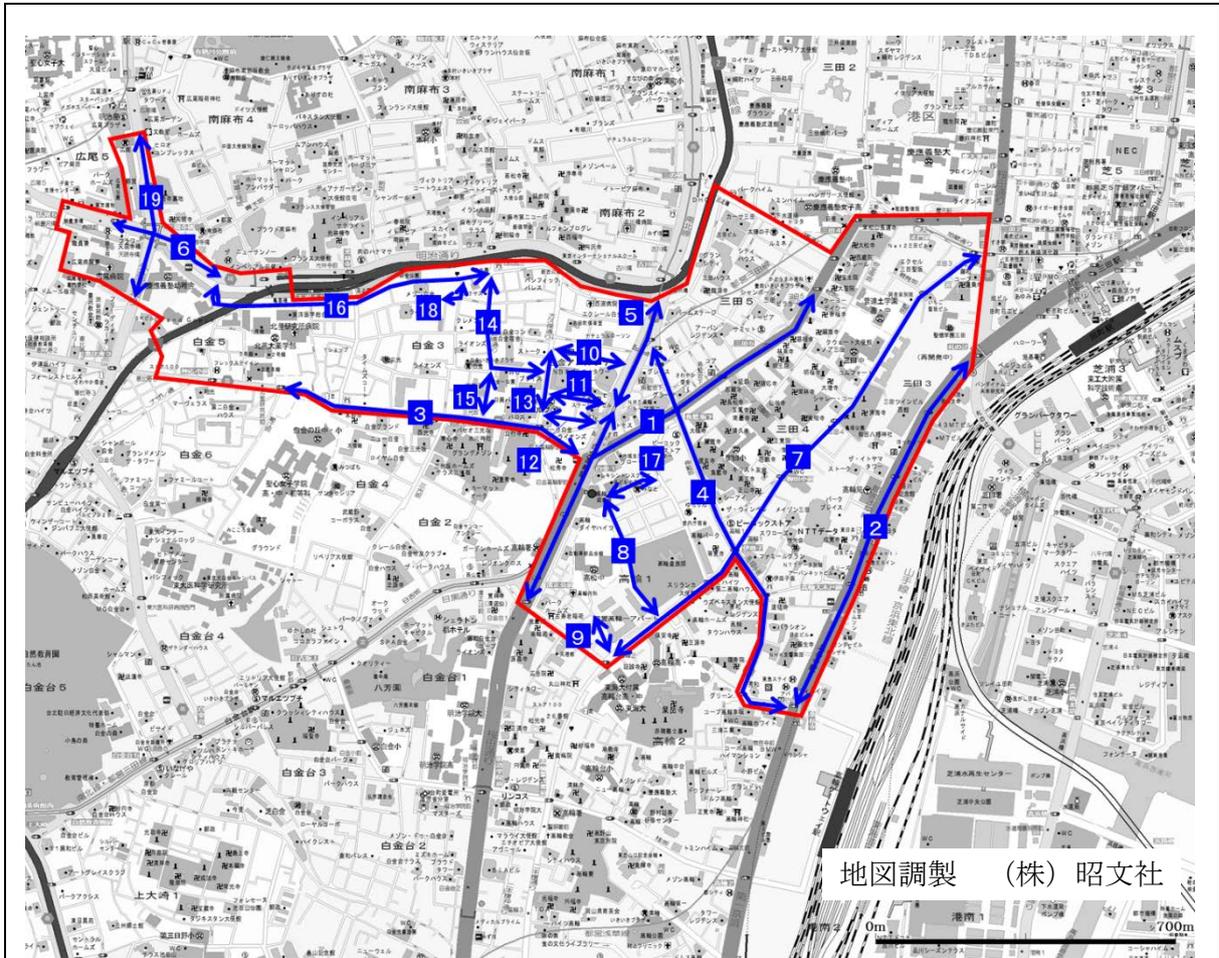
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	白金高輪駅周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)